電子署名による契約書の作成について

本学との物品・役務等の調達契約、工事請負契約、共同研究契約等に際して契約書を作成する場合においては、紙媒体に記名押印又は署名することにより作成いただいておりますが、この度、以前よりご要望をいただいておりました、契約相手方様が導入されている電子契約サービスを利用しての電子署名による契約書の作成が可能となりました。

本学との契約において、電子署名による契約書の作成をご希望される場合は、以下をご確認のうえ、各契約担当者へご相談いただきますようお願いいたします。

1. 利用可能な電子契約サービス

利用する電子契約サービスが、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。)第2条第1項の要件を満たすものである必要があります。これについて本学としては、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第7条の規定に基づく「グレーゾーン解消制度」において、電子署名法第2条第1項への該当性があるものとして回答されているサービスを利用可能とさせていただくこととします。

【デジタル庁のグレーゾーン解消制度に基づく回答】

https://www.digital.go.jp/policies/digitalsign_grayzone/

なお、該当性があるものとして回答されていることが確認出来なかった場合は、紙媒体での契約書作成とさせていただきますのでご了承ください。

2. 関係法令·本学規程

- ○電子署名及び認証業務に関する法律
- ○国立大学法人信州大学における公印等に関する規程
- ○国立大学法人信州大学契約事務取扱規程